

全日本マーチングコンテスト審査内規

- 第1条 この内規は全日本マーチングコンテスト徳島県大会実施規定第15条に基づき審査および判定について定めるものである。
- 第2条 審査員は「演奏（技術）」「演奏（表現）」「行進の美しさ」「音と動きの調和」の4項目について5段階で評価する。
- 第3条 審査結果の処理は理事長から委嘱された判定委員会が行う。
- 第4条 判定委員会は審査員の評価に基づき各部門ごとに金・銀・銅の3段階にグループ分けを行う。ただし、グループ分けが困難な場合、金・銀・銅の比率は、3：4：3を目安とする。
- 第5条 第4条による結果は審査員の了承を得て理事長が賞を決定する。
- 第6条 審査票は出演団体に渡し、審査一覧表を出演団体に公表することができる。
- 第7条 この内規は理事会の決議により改定することができる。

平成15年 4月20日全面改定
平成19年 4月22日一部改定